

仮放免に関する主な通達・指示

2019年11月

2010年 7月 30日	<p>退去強制令書により收容する者の仮放免に関する検証等について http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shoyo_hodohappyo_20100730.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 收容が長期化する被收容者が増加する傾向 ● 退去強制令書が発付された後、相当の期間を経過してもなお送還に至っていない被收容者については、仮放免申請の有無にかかわらず、入国者收容所長又は地方入国管理局主任審査官が、一定期間ごとにその仮放免の必要性や相当性を検証・検討することとした ● 被收容者の個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用することにより、收容長期化をできるだけ回避するよう取り組む
2015年 9月 18日	<p>退去強制令書により收容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達） http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_tsutatsu_20150918.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者はもとより、訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図ると同時に、所要の体制を整え、被退令仮放免者の動静監視の強化に努める ● ただし、送還の見込みが立たない被收容者であっても、仮放免することが適当でないと明らかに認められる者について、その仮放免の許否判断を慎重に行う必要があることは従前のとおり
2016年 9月 28日	<p>被退去強制令書発付者に対する 仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示） http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_shiji_20160928.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮放免の適正化に向け、積極的かつ厳格な運用に努めるように改めて指示 ● 依然として被退令仮放免者の仮放免条件違反やその疑いのある者が散見されているところ、動静監視を実施するに当たっては、入国審査官と入国警備官が協働して動静監視を実施する体制を構築するなど、動静監視の体制や手法に工夫を凝らし、適切な運用に努めるよう徹底願う
2018年 2月 28日	<p>被退去強制令書発付者に対する 仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示） http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_shiji_20180228.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮放免を許可することが適当とは認められない者（注3）は、送還の見込みが立たない者であっても收容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで收容を継続し送還に努める （注3）「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、收容を継続する。 ④ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者 ⑤ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再收容された者 ⑥ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者 ⑧ 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再收容された者